



6月定例会概要



6月定例会は、6月8日から25日までの18日間の日程で開かれました。

本定例会では、市長から令和2年度補正予算、令和元年度補正予算専決処分の承認や条例の一部改正など33件の議案と、議員提案による条例案が1件提出されました。

最終日の本会議において、各常任委員長から、付託された議案等の審査結果の報告が行われました。

採決の結果、議員提案の「飯山市職員の懲戒処分に関する条例」については、賛成少数で否決、その他の議案についてはすべて可決・承認されました。

また、総務文教常任委員会から「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」「国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書」が提出され、採決の結果、全員一致で可決されました。

※各議員の一般質問は8月号にて掲載します。

◆ 令和2年6月定例会で審議された議案等 ◆

【補正予算案 7件】

- ◆令和2年度飯山市一般会計補正予算 2件
- ◆令和2年度飯山市公共下水道事業特別会計補正予算
- ◆令和2年度飯山市国民健康保険特別会計補正予算
- ◆令和2年度飯山市介護保険特別会計補正予算 2件
- ◆令和2年度飯山市後期高齢者医療特別会計補正予算

【条例案 7件】

- ◆飯山市税条例の一部を改正する条例
- ◆飯山市手数料徴収条例の一部を改正する条例
- ◆飯山市水道水源保全条例の一部を改正する条例
- ◆飯山市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- ◆飯山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- ◆飯山市介護保険条例の一部を改正する条例
- ◆飯山市移住定住促進住宅条例の一部を改正する条例

【事件案 19件】

- ◆専決処分事項の承認を求めることについて【令和元年度飯山市一般会計補正予算・各特別会計補正予算・水道事業会計補正予算】(計12件)
- ◆専決処分事項の承認を求めることについて【令和2年度飯山市一般会計補正予算】 2件
- ◆専決処分事項の承認を求めることについて【飯山市台風第19号災害被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例】

- ◆専決処分事項の承認を求めることについて【飯山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例】
- ◆専決処分事項の承認を求めることについて【飯山市税条例等の一部を改正する条例】
- ◆専決処分事項の承認を求めることについて【飯山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例】
- ◆財産取得について【他 報告8件】

【議員提案 1件】

- ◆飯山市職員の懲戒処分に関する条例

【請願 3件】

- ◆「気候非常事態宣言」を求める請願
- ◆義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願
- ◆国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める請願

【意見書 2件】

- ◆義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書
- ◆国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書

賛否が分かれた議案等の表決結果

○=賛成 ●=反対

*「長」は委員長のため委員会での表決権はありません。
*「一」は別委員会のため表決権はありません。

議案番号	議案等名	会派名・議員名	政新会			明日の飯山		日本共産党		絆		緑新会		議決結果		
			吉越利明	水野正彦	岸田眞紀	西澤一彦	山崎一郎	飯田健一	松本淳一	市川久芳	渡辺美智子	小林喜美治	高山恒夫		上松永林	佐藤正夫
52	令和2年度飯山市一般会計補正予算(第3号)	委員会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
		本会議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
59	飯山市水道水源保全条例の一部を改正する条例	委員会	○	-	○	-	-	●	-	○	-	○	-	長	○	可決
		本会議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
64	専決処分事項の承認を求めることについて【令和元年度飯山市一般会計補正予算(第14号)】	委員会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
		本会議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
74	専決処分事項の承認を求めることについて【令和元年度飯山市駐車場事業特別会計補正予算(第2号)】	委員会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
		本会議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
75	専決処分事項の承認を求めることについて【令和元年度飯山市水道事業会計補正予算(第5号)】	委員会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
		本会議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
80	専決処分事項の承認を求めることについて【令和2年度飯山市一般会計補正予算(第1号)】	委員会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
		本会議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
81	専決処分事項の承認を求めることについて【令和2年度飯山市一般会計補正予算(第2号)】	委員会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
		本会議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
83	令和2年度飯山市一般会計補正予算(第4号)	委員会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
		本会議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議2	飯山市職員の懲戒処分に関する条例	委員会	-	●	-	●	長	-	○	-	○	-	○	-	-	否決
		本会議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	否決
請願4	「気候非常事態宣言」を求める請願	委員会	○	-	○	-	-	○	-	○	-	○	-	長	○	可決
		本会議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
請願5	義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願	委員会	-	○	-	○	長	-	○	-	○	-	○	-	-	可決
		本会議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決

6月定例会を振り返って

振り返って



議長 滝川芳三

今定例会は新型コロナウイルス感染症が、世界的に拡大となるなかで開催されたため、一般質問の時間を一人当たり45分(通常より15分短縮)議場の換気を実施)とした他、議場の出入口を開放したり、マスク着用等の対策を講じての開催となりました。

市長より上程された議案には、新型コロナウイルス対策関係のために専決処分対応された報告議案の承認案件が多く含まれておりました。

議会としては、市長による専決処分対応の議案は出来るだけ避けてほしいと考えておりますが、今回の場合は前例のない緊急事態でありましたため「市民の生活を守る」ため素早い対応の求められた議案であると理解し慎重審議いたしました。

今議会には、12名の一般質問者がありました。当議会では理事者側との議論を深めるための「事前通告」制度を取り入れていますが、再三注意を促すも守らずに、通告内容と異なる質問を続ける議員や質問席を離れ着席のまま質問する議員がいたことなど、議会のルールを無視した一般質問が行われたことは残念で反省点の多い議会でした。

また、一部議員から「飯山市職員の懲戒処分に関する条例」が提案され、賛成少数で否決されました。議員提案条例は政策条例が通例であり、また飯山市では関係条例や規則が整備されている状況下での提案でありました。条例はしっかりと調査のうえ提案してほしいものと思われました。

議会が皆様の負託にお応えできるよう、今後一層研鑽に励みますので、厳しい叱咤をお願い申し上げます。



予算決算常任委員会での審査の様子

二次感染、三次感染の時に休校になるかはまだ未知数であり、そのときはそれにに応じてと考えている。

議案第83号 令和2年度飯山市
一般会計補正予算(第4号)
(賛成多数 可決)

◎危機管理防災課

【問】「防災・減災対策事業」サーマルカメラを700万円で買って避難所7箇所に整備するところがあるが、今後どのように管理するのか。イベント等でも活用できないか。

【答】災害緊急時のためのもので避難所で使用するが、精密機器であるため市役所で保管して、災害時には避難所に設置したいと考えている。また、災害時以外は、ほかのイベント等でも活用できるように考えている。

◎商工観光課

【問】「飯山市プレミアム付商品券発行事業」プレミアム付商品券の発行について1万4千円の商品券を2万5千セットの根拠について。

【答】飯山市はおよそ8000世帯であり2万5千セットで仮に全世帯申し込みむと、一世帯当り3冊という形になる。5年前のプレミアム付商品券と同等な形での設定。

請願第4号 「気候非常事態宣言」を求める請願
(賛成多数 可決)

【意見】将来を担う世代に持続可能な社会を引き継ぐため、気候変動対策について飯山市独自の目標を定めた「気候非常事態」を宣言すること。

総務文教常任委員会

議案第79号 専決処分事項の承認を求めることについて「飯山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」
(全員一致 可決)

【問】火災の際に居合わせた消防団員OB等が消火活動をした場合公務災害補償となるか。

【答】一般の方が消防作業従事者となった場合も対象となる。

議案(議)第2号 飯山市職員の懲戒処分に関する条例
(賛成少数 否決)

◎審査の経過説明

①【提案理由】について
飯山市にだけ一般服務関係業務

における職員の懲戒処分規程がない。また、地方自治法施行規程に定める懲戒処分の審査委員会に外部委員がないため等。

②【委員会】の対応

飯山市には既に条例があるのに新たな条例の提案説明に矛盾が多かったため、担当課長に矛盾点について説明を受け審査した。

③【条例担当課長報告】

飯山市には昭和29年に制定した条例があり、その条例の委任規程により定められた一般服務関係業務に係る規程があること。また、地方自治法施行規程は、一般職の地方公務員に適用されないため、懲戒処分審査委員会に外部委員を入れる必要がない旨の説明があった。

④【審査で出された主な意見】

◆既に審査に値しない。時間の無駄である。

◆今ある条例を無視し議案上程された提案者の発想は理解できない。

◆議員には条例提案権はあるが何でも出せるというわけではない。

◆議員提案に値しない案件であり、審査の必要はない。

◆なぜ新しい条例が必要なのか理由が理解できない。

◆飯山市にだけ条例がないというのは意図的で、問題である。

⑤【委員会の採決結果】

賛成少数で否決となった。

初の議員間討議を行いました

テーマ「情報公開制度に係る公開請求等の適正な運用について」

6月12日「情報公開制度に係る公開請求等の適正な運用について」をテーマに議員協議会を開催しました。市長より、市議会議員による「情報公開条例を活用した公文書公開請求」が多く、公文書を特定するための情報が不十分であり該当する公文書の特定に苦慮する事案が多く、適正な運用についての依頼があり、議会として資料請求のあり方について全議員による議員間討議を行いました。



■以下議員が発言した内容について一部抜粋して掲載

○3か月の中で数千枚の公文書の開示をもらった。そのために職員がその業務に一週間かかるのが、議会は行政のチェック機関である。

○地方議会が有する調査権として、議会として資料請求をする場合は、議長の判断を仰ぐことは当然であるが、個人で請求する場合は別ではないか。

○資料請求を行う前に、担当課で確認することで解決する問題がある。大量の公開請求により、職員の業務が過重になることは本末転倒ではないか。

○飯山市議会議員としての立場、飯山市民としての立場、それぞれ違うものである。市議会議員として議会で決められたルールに沿って資料請求をすべきである。

○情報公開条例に基づく請求は、市民の権利であるが、議会活動については議会の申し合わせで「議長を通して資料請求」を行うこととなっている。

○情報公開条例の目的は、市民の知る権利を尊重することにある。議員は、日頃から議員活動として、議案の審議、事業の審議を行っており、改めて膨大な資料を要求する必要はないのではないか。

○情報公開は市民として認められている権利であり、個人として請求を行うことはできるが、私たちは選挙で選ばれた議員であり、飯山市全体の負託を受けて議員として活動をしている。議員活動のなかで、議会としての権利、権限を与えられている。個人で行うならいいだろうということではない。

それぞれの主張

しかし討議の途中で、ある議員の発言に対し、その議員の名前を大声で呼び捨てにするという不適切な発言があり、議長が制止したにもかかわらず発言を続けたことから議員間討議を終了しました。

若手議員から、「先輩議員の皆さんがどういう立ち振る舞い、意見を言うのか見させてもらっている。議員としての立場を分かっただいて、私たちにその姿を示していただきたい。」との意見が出されました。議員間討議は自分の考えを述べるとともに他の議員の考えを聞く場であることを理解してほしいものです。

◎6月定例会での嚴重注意について

○市川議員への嚴重注意

一般質問中に着席したまま質問を続けたため議場において議長から嚴重注意をしました。

○松本議員への嚴重注意

一般質問において通告した項目にない質問を続けたため、議会全員協議会で議長から注意をしました。